

水島港（一部変更）

前回改訂：平成18年（2006年）改訂、目標年次 平成20年代後半

1. 水島港の位置づけと現況

- ・ 指定状況：重要港湾（1960年）／特定重要港湾（2003年）
- ・ 鉄鋼、石油精製、石油化学、自動車など多様な産業が立地する水島臨海工業地帯を背景に、中四国地域第一位の貨物を扱う工業港。
- ・ 貨物取扱量：103百万トン（外貨63百万トン、内貨41百万トン）（2008年）
（うちコンテナ取扱量：17万TEU（外貨10万TEU、内貨7万TEU））
- ・ 外貨定期コンテナ航路が10航路 週14便、内航定期航路が7航路 週14便就航。

2. 一部変更の背景

（1）玉島西航路航行船舶の入出港調整

玉島西航路は航路幅150m。

航路幅が限られることから、航行安全対策協議会として船長70m以上の船舶の航行調整を実施。（コンテナ船や自動車専用船中心に航行船舶の2／3が対象。）

（2）水島港の完成自動車輸送

水島港の公共埠頭の取扱貨物量の約半分が完成自動車。

内貨では、水島港からの移出が約16万台、移入が約11万台。（2008年）

この内、北九州港向けの自動車専用船が08年9月から大型化し、航路が狭いため水島港抜港。香川県坂出港まで陸送した上で船積みするなどしている現状。

3. 一部変更による対応

玉島西航路の航路幅を、250mに拡幅。

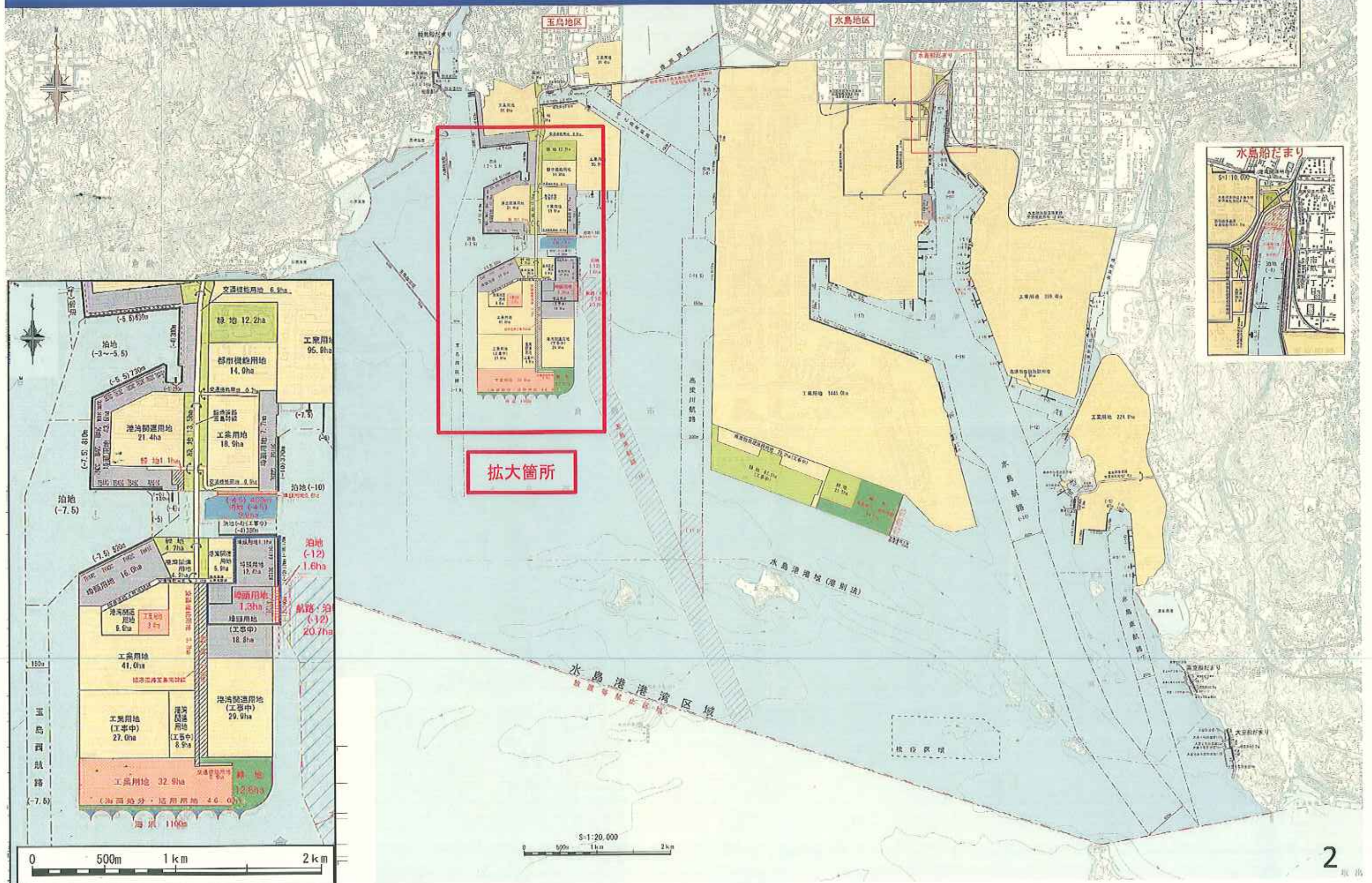
これにより、現在、抜港する船舶の入港が可能となるとともに、入出港調整が解消される見込み。

水島港 港湾計画 一部変更

平成22年3月9日
交通政策審議会
第37回港湾分科会
資料2-3

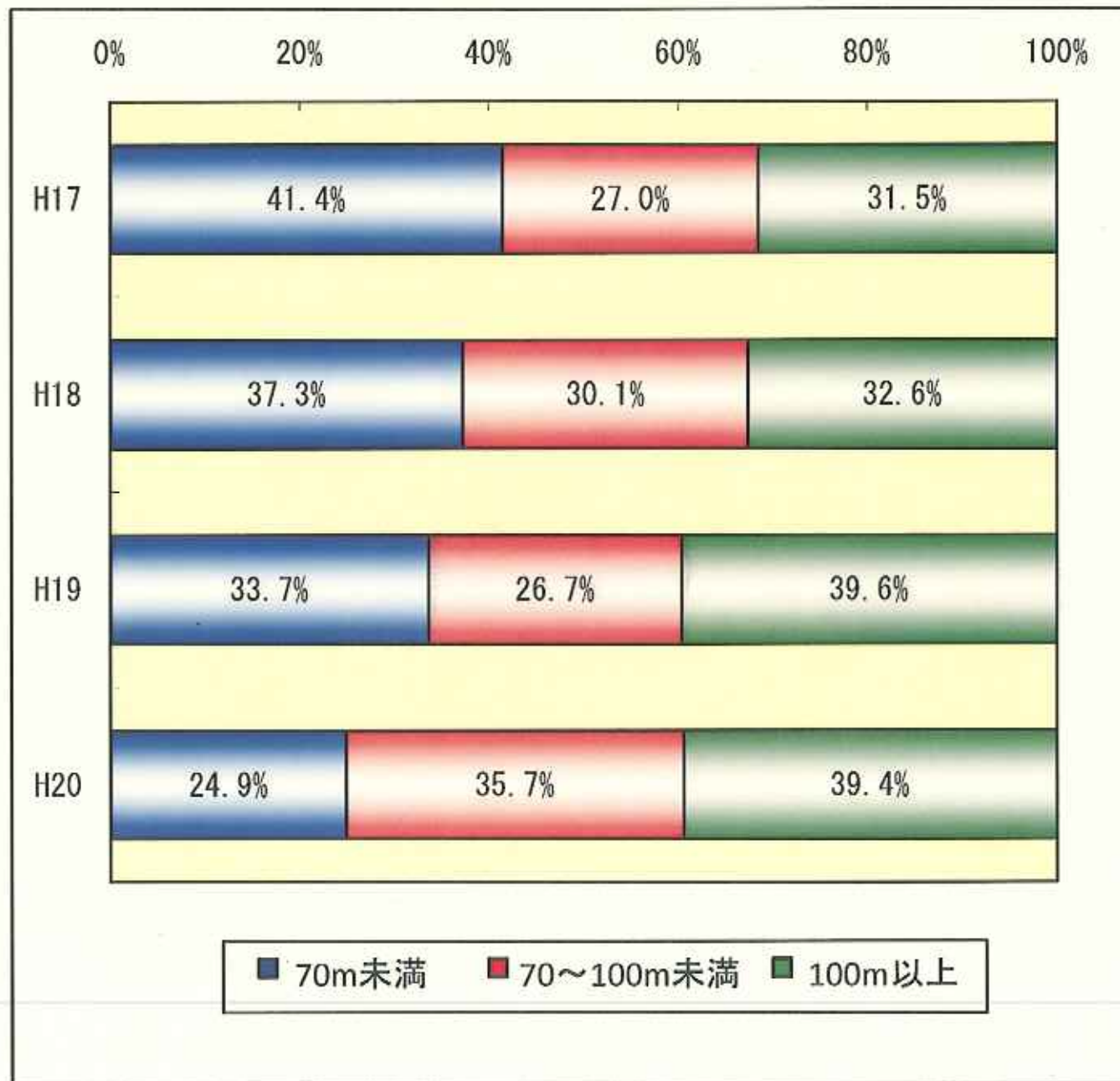


水島港(既定計画)

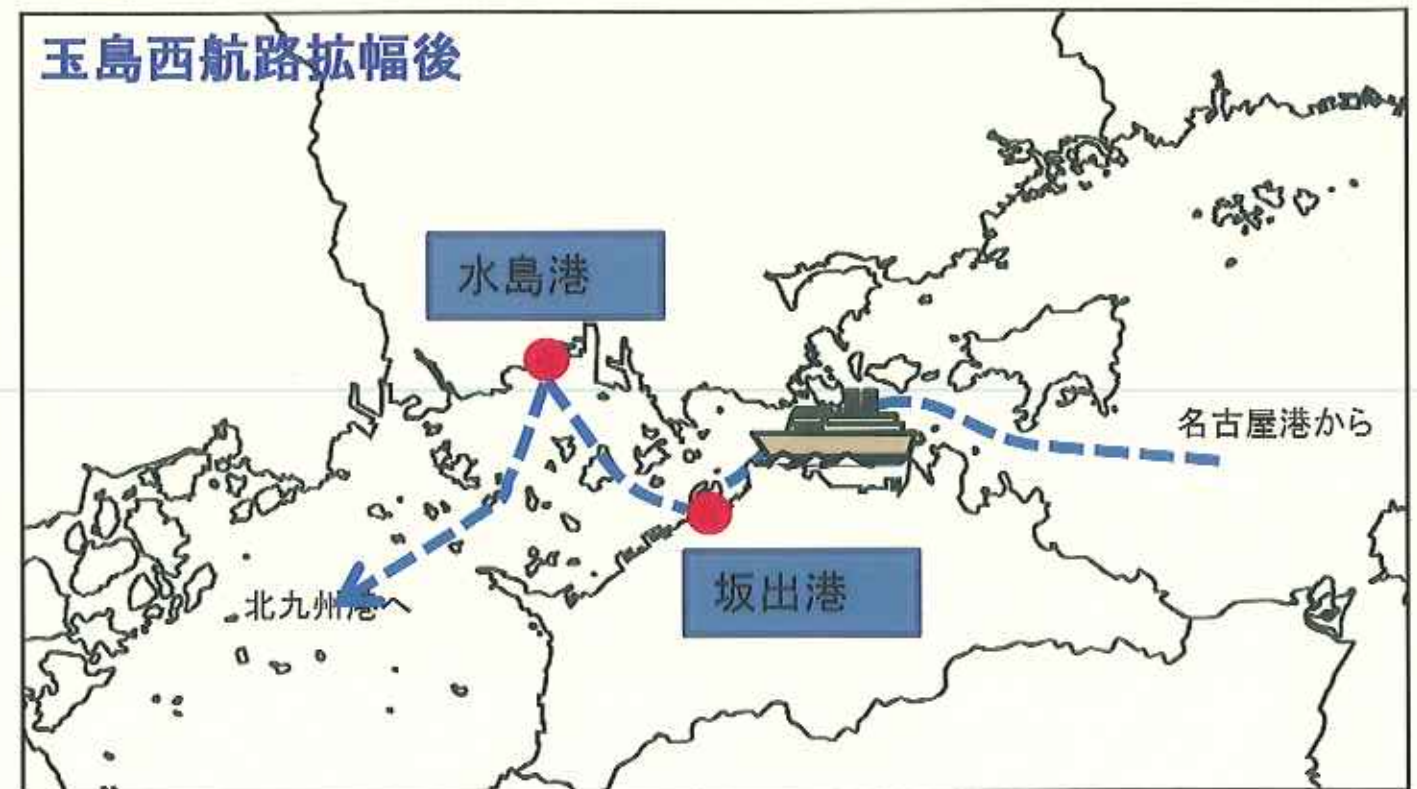
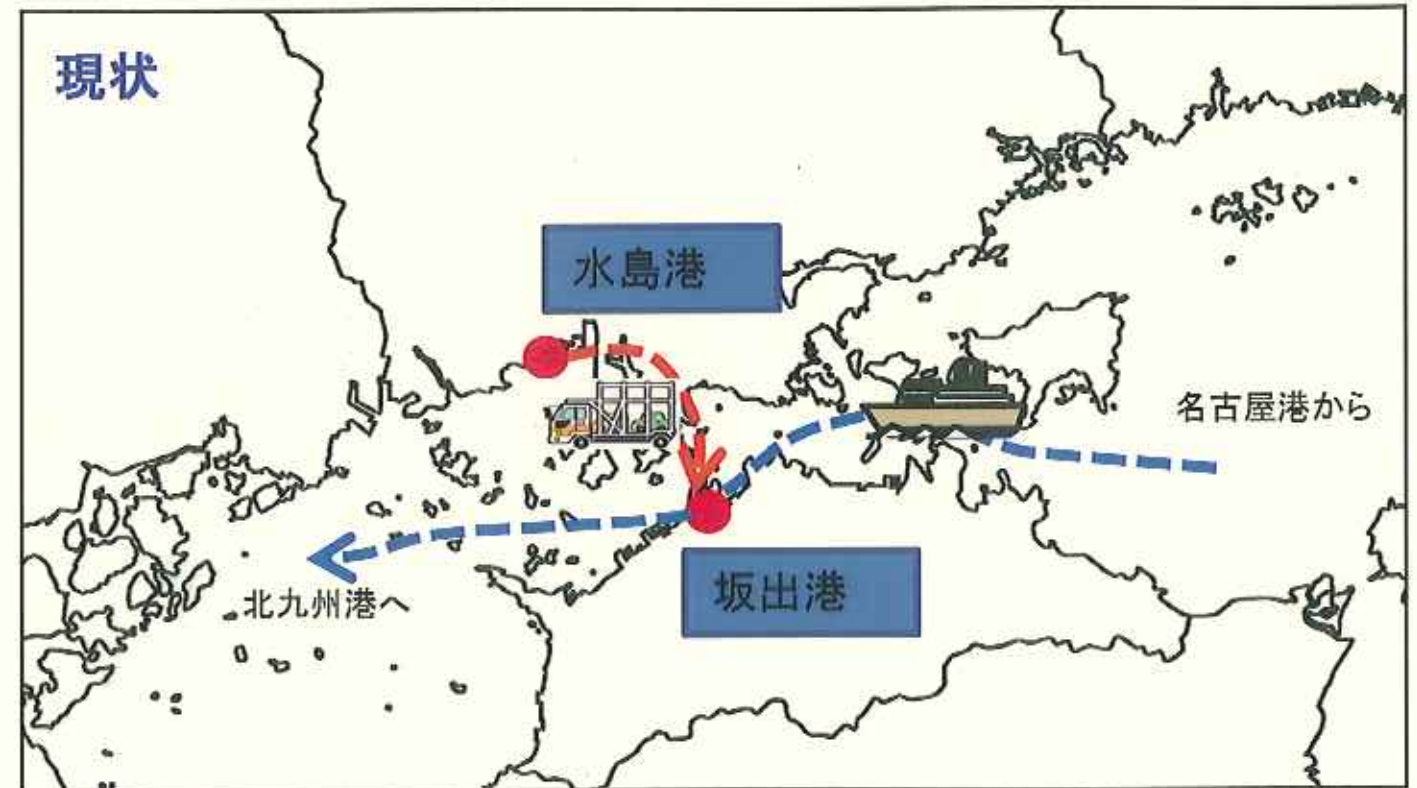


水島港玉島西航路の航路幅不足の影響

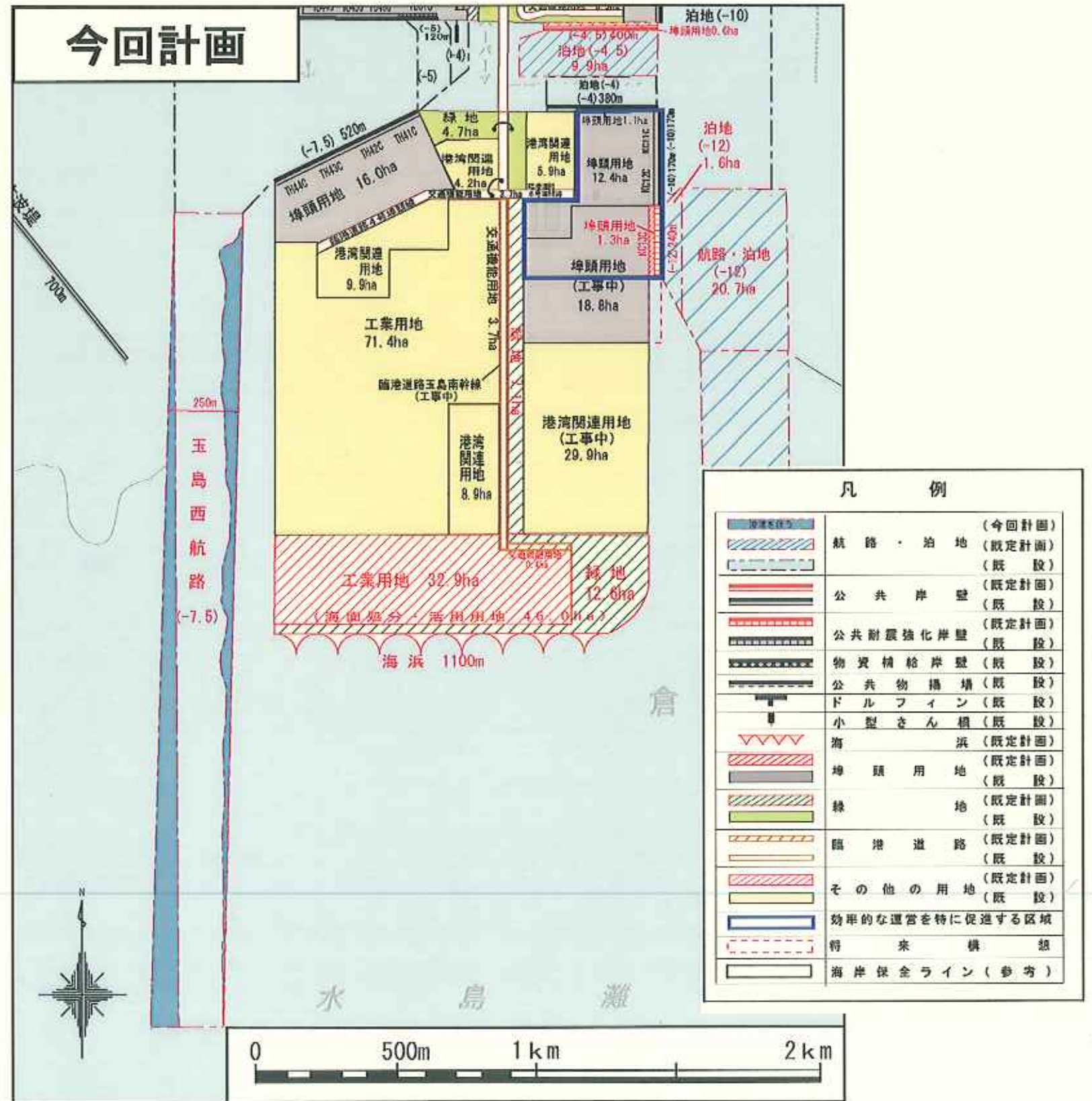
玉島西航路を航行する船長別船舶隻数割合



水島港の工場で生産された完成自動車の輸送



変更計画



「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」
及び「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令」との適合状況（水島港）

1. 船舶航行の安全の確保と効率性の確保

水島港の玉島地区の西側の岸壁等を利用する船舶は、玉島西航路を利用。

航路幅が150mしか無いため、約3分の2の航行船舶が、航路上で行き会わないように入出港時間を調整して利用。また、大型化した一部船舶は水島港を抜港する事態も発生。

安全に、また入出港待ちなどが生じない効率的な航行を確保できるよう、航路幅を見直し。

基本方針

I 今後の港湾の進むべき方向

1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築

(3) 港湾の利便性、船舶航行の安全性の向上

④ 船舶航行等の安全の確保と効率性の向上 (p 7)

港湾及び関連航路における船舶の安全で円滑な航行及び港湾における諸活動の安全を確保するため、船舶の大型化や高速化を勘案しつつ、防波堤、航路、泊地の整備等を行う。

特に、長周期波等に起因する荷役障害や港湾施設への被害に対しては、利用船舶や荷役形態に応じて、所要の荷役稼働率と安全性を確保するため、防波堤等の整備や係留方法の改善等を総合的に行う。

船舶航行の著しく幅狭している海域においては、船舶航行の安全性、効率性の向上のため、関係機関と連携して、ソフト面の施策についても総合的に進める。

また、大型の低気圧等によって、急激に気象が変化することにより、大型船舶の入出港に際して海難事故の発生が懸念される港湾においては、関係機関が協働して、船舶が安全かつ適切に避難する等の対策を進める。

また、荒天時の航行船舶の避難のための水域を、地理的条件を考慮して確保するとともに、避難港を適切に整備する。

省令

(水域施設)

第六条 水域施設の規模及び配置は、水域施設を利用する船舶の種類、船型及び隻数、係留施設の利用状況、水域の静穏の程度等を考慮して、港湾の機能が十分に確保され、かつ、船舶が安全かつ円滑に利用することができるように定めるものとする。

※ 基本方針の該当文章は、関連記載の章節等の内、当該計画の変更事項に関係の深い部分のみ抜粋している。
省令は、当該計画の変更事項に、特に関係の深い条文のみを抜粋している。